

社協の家利用要領

平成24年1月20日

要領第 30 号

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、少子高齢化、独居世帯の増加などの地域福祉課題の解決を図るため、地域住民の活動拠点として、社協の家を利用するにあたり、必要な事項を定める。

(利用できる団体)

第2条 利用できる団体は、地区社会福祉協議会、小地域福祉活動を推進する組織や、社協に登録しているサロン活動団体、ボランティア連絡会、ボランティアセンターに登録する福祉活動団体とする。

(利用日及び利用時間)

第3条 利用日及び利用時間は、以下のとおりとする。

(1)利用日 全日利用可

但し、年末年始（12/29～1/3）は特別な場合を除き利用不可とする。

(2)利用時間 午前9：00～午後9：00

利用時間は、準備・片づけの時間も含む

(利用できる部屋及び負担金)

第4条 原則として1階をサロン活動・福祉登録団体・小地域福祉活動、2階1号室をボランティア連絡会事務所、2号室・3号室を小地域福祉活動の活動拠点とし、利用できる部屋及び光熱費等の負担金を以下のとおりとする。

階	部屋名	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時
一階	フロア全体	500円	500円	500円
二階	2号室	200円	200円	200円
	3号室	200円	200円	200円

※ 部屋の割り振りは別紙2参照

(貸出時間)

第5条 貸出時間は以下の区分とし、準備・片付けの時間も含めることとする。

- (1) 午前（午前9時から午後1時）
- (2) 午後（午後1時から午後5時）
- (3) 夜間（午後5時から午後9時）

(申込み及び受付)

第6条 申込み及び受付については、以下の各項に定めるとおりとする。

1 サロン登録団体

- (1) 1月15日までに、次年度分（月1回まで）のサロン登録団体利用申請書（様式第1号）を社協に提出する。また、利用が重なった場合は抽選とする。
- (2) (1)以降の申請はサロン登録団体利用申請書（様式第1号）の提出にて、随時受け付ける。
- (3) 月に2回以上の利用をする団体は、利用日の2カ月前（この日が休日にあたるときは、その翌日以後の休日でない最初の日）から、利用する日の前日までに通常利用申請書（様式第2号）を提出する。

2 ボランティアセンター登録福祉活動団体

- (1) 部屋の空き状況を確認の上、利用日の2カ月前（この日が休日にあたるときは、その翌日以後の休日でない最初の日）から、利用する日の前日までに通常利用申請書（様式第2号）を提出する。
- (2) 予約は1団体2回までとする。

(利用方法)

第7条 利用方法について、以下の各項に定めるとおりとする。

- 1 利用者は、利用の当日に社協事務所に来所して鍵を受け取り、利用後、社協に返却すること。
- 2 夜間利用及び社協事務所が閉所日に利用の際は、利用日の直前の開所日（夜間にあつては開所時間）に時間外利用時鍵預かり書（様式第3号）を提出し、鍵を受け取り、利用後の開所日に返却すること。
- 3 利用者は社協の家利用報告書（様式第4号）にある確認事項に基づき点検・清掃をし、鍵返却時に提出すること。

(利用の責任範囲)

第8条 利用中に発生した事故は、利用者の責任とし、社協は責任を負わないものとする。

(利用規則)

第9条 利用者は、以下に掲げる事項を遵守することとする。また、利用規則に反する利用を行った団体は、以後の利用を禁止する。

- (1) 飲酒は禁止とする。
- (2) 調理、飲食は可能とする。
- (3) ゴミは各自で持ち帰ること。
- (4) お茶、コーヒーなどは各自持参すること。
- (5) 場所の形状を変更させないこと。
- (6) 利用後の清掃を徹底すること。
- (7) 政治及び宗教活動をしないこと。
- (8) 利用による騒音、振動、悪臭等を生じさせないこと。
- (9) 公序良俗に反し、社会通念上不適当な行為をしないこと。
- (10) 営利活動が目的である行為をしないこと。
- (11) 社協の家の開閉・鍵の管理の責任は、利用者の責任の下に行うこととし、万が一の紛失等の場合は社協に報告し、利用者が再取得費用を負担すること。
- (12) 合鍵の作製は禁止とする。
- (13) 自転車及び自動車は、敷地内に駐車することとし、道路には停めないこと。
- (14) 利用中に部屋や設備を破損させた場合は必ず報告し、現状復帰をすること
- (15) 近隣に配慮をし、節度のある利用を心がけること。
- (16) ガラス破損などのトラブルが発生した場合は、別紙1のとおり、利用者が必要な対応を行い、修復費用を負担すること。
- (17) 喫煙は建物外の庭先とし、灰皿は持参すること。
- (18) 施設内のあらかじめ決められた場所以外に団体の保有物（食器、電子機器、備品等）を置かないこと。
- (19) その日限りの使用及び、事業の前日に必要な食品の保管を行う場合を除き、冷蔵庫に団体の保管物・保有物をいれないこと。

附則

この要領は、平成24年1月20日より施行する。

附則

(負担金の特例)

第4条に規定された負担金は、サロン活動・福祉登録団体・ボランティア連絡会・小地域福祉活動が利用する場合、減免とする。ただし、社協の家維持・管理費の推移を勘案し、年度ごとにこの特例の見直しを行う。

附則

この要領は、平成25年3月29日より施行する。

社協の家利用時のトラブル対応について

1 ガラスが割れた場合

清掃と段ボールでの補強など応急措置をしてください。

※ガラス代は、実費負担となります。

2 ガスがつかない場合

下記のガス会社に連絡してください。

大東ガス	TEL 049-259-1111
------	------------------

3 水道のトラブル

下記の水道業者いずれかに連絡をして下さい。

マルナカ設備工業	TEL 049-258-2343
谷合設備工業所	TEL 049-258-0882
オチアイ	TEL 049-258-6772
積巻	TEL 049-257-7611

4 ケガ人や急病人が出た場合

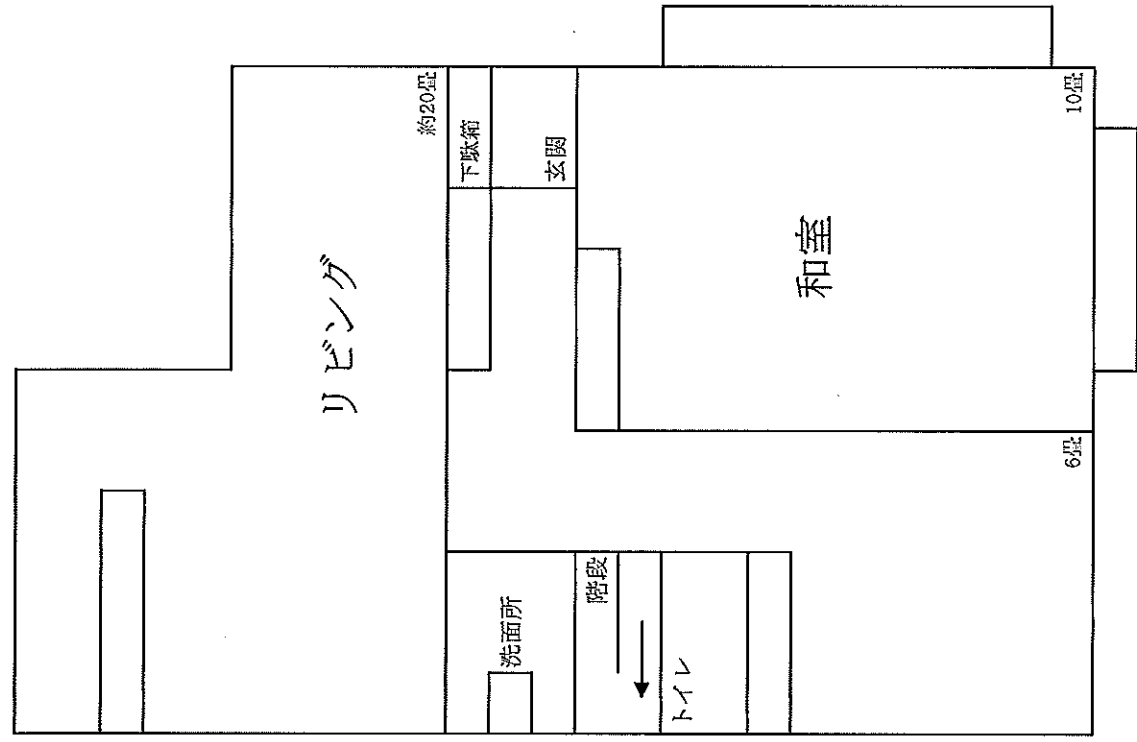
救急車の手配、病院搬送などの必要な対応をしてください。

ダイヤモンド交通	TEL 049-261-2121
東上ハイヤー	TEL 049-244-6001
	TEL 049-242-9333
(フリーダイヤル	0120-84-6001 0120-82-9333)
鶴瀬交通	TEL 049-251-0376

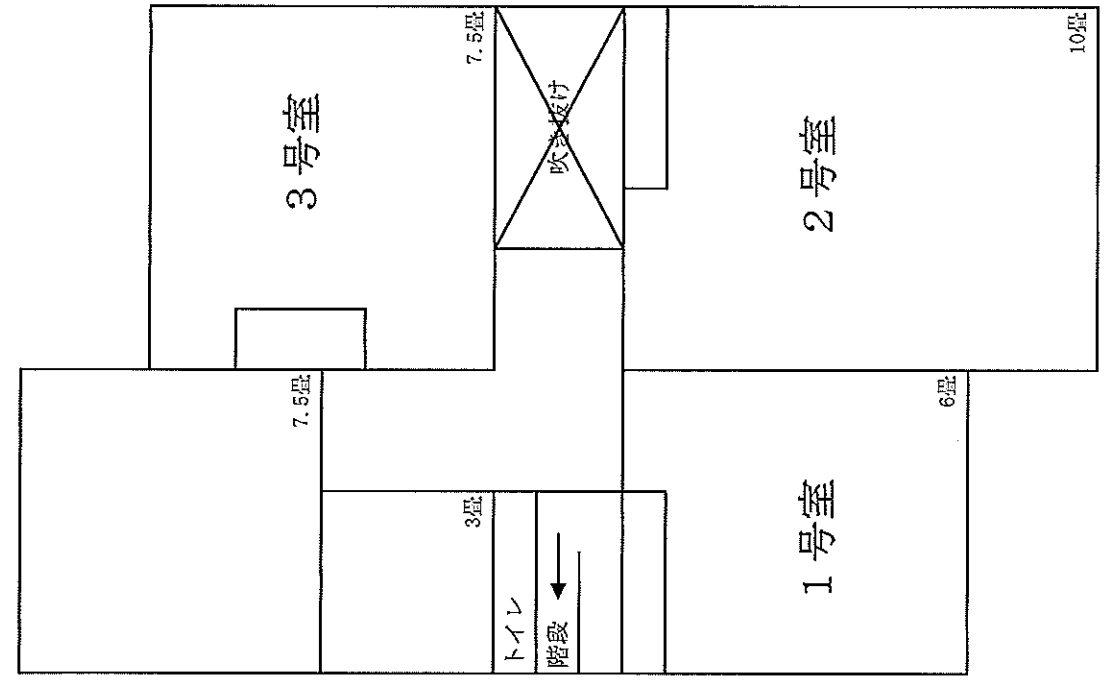
上記、1～3については、利用団体での対応及び、利用報告書への記載をしてください。また、鍵の返却時に必ず社協職員に口頭報告を行ってください。

別紙2 社協の家見取り図

1階



2階



様式第1号

サロン登録団体利用申請書

平成 年 月 日

三芳町社会福祉協議会 事務局長 様

責任者 住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

次の通り、社協の家1階を利用したいので申請します。

利用団体名		利用人数	名
利用年月日	平成 年 月 日 ()	平成 年 月 日 ()	
	平成 年 月 日 ()	平成 年 月 日 ()	
	平成 年 月 日 ()	平成 年 月 日 ()	
	平成 年 月 日 ()	平成 年 月 日 ()	
	平成 年 月 日 ()	平成 年 月 日 ()	
	平成 年 月 日 ()	平成 年 月 日 ()	
利用時間	() ①9時～13時 () ②13時～17時 () ③17時～21時		
利用目的	開催サロン名 :		

※ 太枠のみご記入下さい

利用区分	減免対象団体 ・ 利用料対象団体	利用料	円
------	------------------	-----	---

【備考】

様式第2号

通常利用申請書

平成 年 月 日

三芳町社会福祉協議会 事務局長 様

責任者 住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____

次の通り、社協の家1階を利用したいので申請します。

利用団体名		利用人数	名
利用年月日	平成 年 月 日 ()		
利用時間	() ①9時～13時 () ②13時～17時 () ③17時～21時		
利用目的	() サロン開催 (サロン名:) () 事業 (事業名:) () 会議 () その他 (内容:)		
※ 太枠のみご記入下さい			
利用区分	減免対象団体 ・ 利用料対象団体	利用料	円
【備考】			

社協の家 時間外利用時鍵預かり書

三芳町社会福祉協議会 事務局長 様

団体名	
預かり責任者	
電話番号	
社協の家利用日	平成 年 月 日 ()
返却日	平成 年 月 日 ()

